

仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
P10 第1部 第2章 第1節 仙台市の概況	<p>3. 気象条件 (中略)</p> <p>1月の平均気温は、4.6℃で、冬から春にかけては、南岸低気圧が日本の東海上を北上接近するときに大雪をもたらすことがあります。一方夏期は、酷暑になる日は少なく、8月の平均気温は 24.2℃です。年平均気温は 12.4℃、年降水量は、1254.1mm となっています。(各値は仙台の平年値：気象庁提供)</p> <p>4. 社会概況と主な災害リスク</p> <p>(7) 山地・丘陵地 (中略)</p> <p>これらの地域の一部は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、こうした地域においては、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の注意が必要となっております。</p>	<p>3. 気象条件 (中略)</p> <p>1月の平均気温は、<u>2.0</u>℃で、冬から春にかけては、南岸低気圧が日本の東海上を北上接近するときに大雪をもたらすことがあります。一方夏期は、酷暑になる日は少なく、8月の平均気温は <u>24.4</u>℃です。年平均気温は <u>12.8</u>℃、年降水量は、<u>1,276.7</u>mm となっています。(各値は仙台の平年値：気象庁提供)</p> <p>4. 社会概況と主な災害リスク</p> <p>(7) 山地・丘陵地 (中略)</p> <p>これらの地域の一部は、土砂災害警戒区域、<u>土砂災害特別警戒区域及び山地災害危険地区</u>に指定されており、こうした地域においては、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の注意が必要となっております。</p>	<p>最新の情報に更新</p> <p>山地災害危険地区を追加(宮城県地域防災計画に整合)</p>
P11 第1部 第2章 第1節 仙台市の概況	<p>5. 人口動向</p> <p>本市の人口は増加傾向にあり、国勢調査(平成27年)では 1,082,159人で、前回(平成22年)の調査結果 1,045,986人に比べ 36,173人増え、増加率は 3.5% となっています(図1参照)。</p> <p>世帯数は、平成27年が 498,953世帯で、前回(平成22年)の調査結果 465,260世帯に比べ 33,693世帯増え、増加率は 7.2% となっていますが、人口を世帯数で割った1世帯当たりの人数は平成22年が 2.2人、平成27年が 2.17人と一貫して減少傾向にあります(図2参照)。また、人口構成をみても少子高齢化が将来的にも続く傾向にあります(図3参照)。したがって、今後は災害弱者となる可能性のある高齢者、特にそのうちの単身世帯の推移に注視しながら防災対策を行っていく必要があります。</p> <p>本市の昼夜間人口の推移は共に増加傾向にあり、平成27年の場合、昼間人口が 1,148,389人、夜間(常住)が 1,082,159人となっています(図4参照)。この差は、周辺市町村から通勤通学により本市へ流入超過している人口です。したがって、大規模な災害が発生した場合、鉄道・バス等の交通手段が長時間途絶することにより、市内及び周辺市町村への移動や帰宅が困難となり、結果として多数の帰宅困難者が発生する可能性があります。東日本大震災においても、仙台駅をはじめとするターミナル駅舎及びその周辺に滞留せざるを得ない帰宅困難者が発生し、防災対策の取り組むべき課題の一つとなっています。</p>	<p>5. 人口動向</p> <p>本市の人口は、国勢調査(令和2年)では <u>1,097,196</u>人で、前回(平成27年)の調査結果 <u>1,082,159</u>人に比べ <u>15,037</u>人増え、増加率は <u>1.3</u>% となっています(図1参照)。</p> <p>世帯数は、令和3年が <u>523,620</u>世帯で、前回(平成27年)の調査結果 <u>498,953</u>世帯に比べ <u>24,667</u>世帯増え、増加率は <u>4.9</u>% となっていますが、人口を世帯数で割った1世帯当たりの人数は平成27年が <u>2.17</u>人、令和3年が <u>2.13</u>人と一貫して減少傾向にあります(図2参照)。また、人口構成をみても少子高齢化が将来的にも続く傾向にあります(図3参照)。したがって、今後は災害弱者となる可能性のある高齢者、特にそのうちの単身世帯の推移に注視しながら防災対策を行っていく必要があります。</p> <p>本市の昼夜間人口比率は <u>106.1%</u>であり、<u>市外からの就業者が105,503人、市外からの通学者が23,324人と多くの来訪者がいます。(平成27年国勢調査)</u>したがって、大規模な災害が発生した場合、鉄道・バス等の交通手段が長時間途絶することにより、市内及び周辺市町村への移動や帰宅が困難となり、結果として多数の帰宅困難者が発生する可能性があります。東日本大震災においても、仙台駅をはじめとするターミナル駅舎及びその周辺に滞留せざるを得ない帰宅困難者が発生し、防災対策の取り組むべき課題の一つとなっています。</p>	<p>R2 国勢調査の結果を反映</p> <p>H27 国勢調査に基づく流入人口を記載</p>

旧頁	旧	新	備考																																								
<p>p.17 第1部 第2章 第2節 想定される災害</p>	<p>1. 本市において想定される地震 (中略) (1)海溝型の地震(日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月及び令和3年1月)による) ア～ウ(略) エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震) (中略)</p> <p style="text-align: center;">表4 宮城県沖地震の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価(令和3年1月))</p> <table border="1" data-bbox="335 701 1421 1522"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0～0.4%</td> <td rowspan="5">BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき$\alpha=0.10$(データから最尤法により求めた値)～0.24(陸域の活断層に対する値(地震調査委員会,2001))を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td>0.9～20%</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>60～70%</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>90%程度以上</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率 (2021年1月1日時点)</td> <td>0.26</td> <td>経過時間約9.8年を平均発生間隔38.0年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>M7.4前後</td> <td>過去の地震のMを参考にして判断した。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0～ 0.4 %	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ (データから最尤法により求めた値)～0.24(陸域の活断層に対する値(地震調査委員会,2001))を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	今後20年以内の発生確率	0.9 ～20%	今後30年以内の発生確率	60 ～ 70 %	今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上	今後50年以内の発生確率	90%程度以上	地震後経過率 (2021年1月1日時点)	0.26	経過時間約9.8年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。	<p>1. 本市において想定される地震 (中略) (1)海溝型の地震(日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月及び令和3年1月)による) ア～ウ(略) エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震) (中略)</p> <p style="text-align: center;">表4 宮城県沖地震の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価(令和4年1月))</p> <table border="1" data-bbox="1492 701 2579 1522"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0～<u>0.7</u>%</td> <td rowspan="5">BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき$\alpha=0.10$(データから最尤法により求めた値)～0.24(陸域の活断層に対する値(地震調査委員会,2001))を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td><u>2</u>～20%</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td><u>70</u>～<u>80</u>%</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>90%程度以上</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率 (2022年1月1日時点)</td> <td><u>0.28</u></td> <td>経過時間約<u>10.8</u>年を平均発生間隔38.0年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>M7.4前後</td> <td>過去の地震のMを参考にして判断した。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0～ <u>0.7</u> %	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ (データから最尤法により求めた値)～0.24(陸域の活断層に対する値(地震調査委員会,2001))を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	今後20年以内の発生確率	<u>2</u> ～20%	今後30年以内の発生確率	<u>70</u> ～ <u>80</u> %	今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上	今後50年以内の発生確率	90%程度以上	地震後経過率 (2022年1月1日時点)	<u>0.28</u>	経過時間約 <u>10.8</u> 年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。	
項目	将来の地震発生確率等	備考																																									
今後10年以内の発生確率	ほぼ0～ 0.4 %	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ (データから最尤法により求めた値)～0.24(陸域の活断層に対する値(地震調査委員会,2001))を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																																									
今後20年以内の発生確率	0.9 ～20%																																										
今後30年以内の発生確率	60 ～ 70 %																																										
今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上																																										
今後50年以内の発生確率	90%程度以上																																										
地震後経過率 (2021年1月1日時点)	0.26	経過時間約9.8年を平均発生間隔38.0年で除した値																																									
次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。																																									
項目	将来の地震発生確率等	備考																																									
今後10年以内の発生確率	ほぼ0～ <u>0.7</u> %	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ (データから最尤法により求めた値)～0.24(陸域の活断層に対する値(地震調査委員会,2001))を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																																									
今後20年以内の発生確率	<u>2</u> ～20%																																										
今後30年以内の発生確率	<u>70</u> ～ <u>80</u> %																																										
今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上																																										
今後50年以内の発生確率	90%程度以上																																										
地震後経過率 (2022年1月1日時点)	<u>0.28</u>	経過時間約 <u>10.8</u> 年を平均発生間隔38.0年で除した値																																									
次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。																																									
<p>P27 第1部 第2章 第2節 想定される災害</p>	<p>3. 風水害等基礎調査 (中略) (1)(2)(略) (3)風水害等危険区域の予測 (中略) ア(略) イ 土砂災害のおそれのある区域 (中略)</p>	<p>3. 風水害等基礎調査 (中略) (1)(2)(略) (3)風水害等危険区域の予測 (中略) ア(略) イ 土砂災害のおそれのある区域 (中略)</p>																																									

旧頁	旧	新	備考																				
	<p>①～③ (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ 山地災害危険地区 <u>土石流、地すべり、山崩れなどの山地災害が発生するおそれの高い私有林内を指定(土砂災害防止法に基づく土砂災害計画区域等とは異なる地区)。</u></p> <table border="1" data-bbox="1555 457 2555 779"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>山腹崩壊又は地すべりなどによって発生した土砂等が土石流等となって流出し、災害が発生するおそれがある地区</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td> <td>地すべりによる災害が発生するおそれがある地区</td> </tr> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>山腹崩壊による災害(落石による災害含む)が発生するおそれがある地区</td> </tr> </tbody> </table>	名称	概要	崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊又は地すべりなどによって発生した土砂等が土石流等となって流出し、災害が発生するおそれがある地区	地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生するおそれがある地区	山腹崩壊危険地区	山腹崩壊による災害(落石による災害含む)が発生するおそれがある地区	<p>山地災害危険地区を追加(宮城県地域防災計画に整合)</p>												
名称	概要																						
崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊又は地すべりなどによって発生した土砂等が土石流等となって流出し、災害が発生するおそれがある地区																						
地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生するおそれがある地区																						
山腹崩壊危険地区	山腹崩壊による災害(落石による災害含む)が発生するおそれがある地区																						
<p>P60 第1部 第3章 第2節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱</p>	<p>2. 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="350 848 1427 1850"> <tbody> <tr> <td>東北財務局</td> <td>1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定 の立会 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供</td> </tr> <tr> <td>東北厚生局</td> <td>1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>東北農政局</td> <td>1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画策定及び災害復旧事業の指導 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導 4 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 5 土地改良機械(応急ポンプ等)の貸付及び指導 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</td> </tr> <tr> <td>仙台森林管理署</td> <td>1 森林、治山による災害防止 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給</td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>1 工業用水道の応急復旧 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部東北支部</td> <td>1 災害時における火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策 2 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 3 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する監督指導</td> </tr> </tbody> </table>	東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定 の立会 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供	東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整	東北農政局	1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画策定及び災害復旧事業の指導 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導 4 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 5 土地改良機械(応急ポンプ等)の貸付及び指導 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡	仙台森林管理署	1 森林、治山による災害防止 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給	東北経済産業局	1 工業用水道の応急復旧 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援	関東東北産業保安監督部東北支部	1 災害時における火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策 2 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 3 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する監督指導	<p>2. 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1507 848 2576 1688"> <tbody> <tr> <td>東北総合通信局</td> <td>1 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関すること 2 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 3 非常通信に関すること</td> </tr> <tr> <td>東北財務局</td> <td>1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定 の立会 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供</td> </tr> <tr> <td>東北厚生局</td> <td>1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>仙台労働基準監督署</td> <td>1 工場・事業所における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督・指導 2 労働者の被害状況の調査及び復旧作業による二次災害防止のための監督指導 3 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 4 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速な支払い 5 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理及び過重労働による健康障害防止の指導</td> </tr> </tbody> </table>	東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関すること 2 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 3 非常通信に関すること	東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定 の立会 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供	東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整	仙台労働基準監督署	1 工場・事業所における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督・指導 2 労働者の被害状況の調査及び復旧作業による二次災害防止のための監督指導 3 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 4 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速な支払い 5 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理及び過重労働による健康障害防止の指導	<p>指定地方行政機関の記載順を建制順に修正</p>
東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定 の立会 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供																						
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整																						
東北農政局	1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画策定及び災害復旧事業の指導 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導 4 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 5 土地改良機械(応急ポンプ等)の貸付及び指導 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡																						
仙台森林管理署	1 森林、治山による災害防止 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給																						
東北経済産業局	1 工業用水道の応急復旧 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援																						
関東東北産業保安監督部東北支部	1 災害時における火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策 2 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 3 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する監督指導																						
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関すること 2 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 3 非常通信に関すること																						
東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定 の立会 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供																						
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整																						
仙台労働基準監督署	1 工場・事業所における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督・指導 2 労働者の被害状況の調査及び復旧作業による二次災害防止のための監督指導 3 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 4 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速な支払い 5 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理及び過重労働による健康障害防止の指導																						

旧頁	旧		新		備考
	東北運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援 	東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画策定及び災害復旧事業の指導 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 土地改良機械(応急ポンプ等)の貸付及び指導 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡 	<p>笹川について記載を追加</p> <p>記載の適正化</p>
東北地方整備局 (仙山河川 国道事務所) (釜房ダム管理 所) (塩釜港湾空港 工事事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 名取川及び広瀬川の直轄管理区間の河川管理、水象観測、洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 一般国道指定区間の維持管理及び災害時における情報収集及び伝達 名取川及び広瀬川の直轄管理区間及び一般国道指定区間の災害復旧(応急含む) 一般国道指定区間の交通確保(応急含む) ダムの管理、水象観測、洪水調整並びに放流情報の発表及び伝達 ダムの災害復旧 港湾・空港施設等の整備 港湾・空港施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 	仙台森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 森林、治山による災害防止 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 災害時における災害復旧用材の供給 		
東京航空局 仙台空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な措置 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助 	東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 工業用水道の応急復旧 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援 		
宮城海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保 	関東東北産業保安 監督部東北支部	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 鉱山における人に対する危害の防止、鉱山の施設の保全、鉱山の防止に関する監督指導 		
仙台管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)並びに水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 	東北地方整備局 (仙山河川 国道事務所) (釜房ダム管理 所) (塩釜港湾空港 工事事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 名取川及び広瀬川、<u>笹川</u>の直轄管理区間の河川管理、水象観測、洪水予報(<u>笹川は水位周知</u>)及び水防警報(<u>笹川除く</u>)の発表及び伝達 一般国道指定区間の維持管理及び災害時における情報収集及び伝達 名取川及び広瀬川、<u>笹川</u>の直轄管理区間及び一般国道指定区間の災害復旧(応急含む) 一般国道指定区間の交通確保(応急含む) ダムの管理、水象観測、洪水調整並びに放流情報の発表及び伝達 ダムの災害復旧 港湾・空港施設等の整備 港湾・空港施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 		
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関すること 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 非常通信に関すること 	東北運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援 		
仙台労働基準 監督署	<ol style="list-style-type: none"> 工場・事業所における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督・指導 労働者の被害状況の調査及び復旧作業による二次災害防止のための監督指導 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速な支払い 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理及び過重労働による健康障害防止の指導 	東京航空局 仙台空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な措置 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助 		
		仙台管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 		

旧頁	旧	新	備考												
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 212 1733 354">宮城海上保安部</td> <td data-bbox="1733 212 2576 354"> 1 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持 2 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助 3 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練 4 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保 </td> </tr> </table>	宮城海上保安部	1 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持 2 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助 3 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練 4 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保											
宮城海上保安部	1 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持 2 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助 3 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練 4 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保														
P61 第1部 第3章 第2節 本市及び防災 関係機関等が 行うべき業務 の大綱	4. 指定公共機関 <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="350 562 1430 611">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 611 575 821">日本赤十字社 (宮城県支部)</td> <td data-bbox="575 611 1430 821"> 1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他災害救護に必要な業務 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="350 821 1430 869">(略)</td> </tr> </table>	(中略)		日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時 の血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他 災害救護 に必要な業務	(略)		4. 指定公共機関 <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1507 562 2588 611">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 611 1733 821">日本赤十字社 (宮城県支部)</td> <td data-bbox="1733 611 2588 821"> 1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他災害救護<u>応急対応</u>に必要な業務 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1507 821 2588 869">(略)</td> </tr> </table>	(中略)		日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他 災害救護 <u>応急対応</u> に必要な業務	(略)		担当業務に関する記載の適正化
(中略)															
日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時 の血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他 災害救護 に必要な業務														
(略)															
(中略)															
日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他 災害救護 <u>応急対応</u> に必要な業務														
(略)															
P81 第2部 第1章 第3節 「防災・減 災」を学ぶ・ 伝える	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 968 1389 1453"> 【参考】市の取り組み (中略) 1. ～3. (略) 4. 地震体験車「ぐらら」の活用提供 5. 総合防災訓練等の防災訓練 6. テレビ・ラジオ、ホームページによる広報、仙台市防災・減災アドバイザーによる広報 7. 仙台市地域防災リーダー(SBL)の養成・支援 8. 学校での指導や訓練等、児童生徒への防災教育 </td> </tr> </table>	【参考】市の取り組み (中略) 1. ～3. (略) 4. 地震体験車「ぐらら」の活用提供 5. 総合防災訓練等の防災訓練 6. テレビ・ラジオ、ホームページによる広報、仙台市防災・減災アドバイザーによる広報 7. 仙台市地域防災リーダー(SBL)の養成・支援 8. 学校での指導や訓練等、児童生徒への防災教育	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1528 968 2546 1453"> 【参考】市の取り組み (中略) 1. ～3. (略) 4. 総合防災訓練等の防災訓練 5. テレビ・ラジオ、ホームページによる広報、仙台市防災・減災アドバイザーによる広報 6. 仙台市地域防災リーダー(SBL)の養成・支援 7. 学校での指導や訓練等、児童生徒への防災教育 </td> </tr> </table>	【参考】市の取り組み (中略) 1. ～3. (略) 4. 総合防災訓練等の防災訓練 5. テレビ・ラジオ、ホームページによる広報、仙台市防災・減災アドバイザーによる広報 6. 仙台市地域防災リーダー(SBL)の養成・支援 7. 学校での指導や訓練等、児童生徒への防災教育	地震体験車「ぐらら」の運用期間終了によるもの										
【参考】市の取り組み (中略) 1. ～3. (略) 4. 地震体験車「ぐらら」の活用提供 5. 総合防災訓練等の防災訓練 6. テレビ・ラジオ、ホームページによる広報、仙台市防災・減災アドバイザーによる広報 7. 仙台市地域防災リーダー(SBL)の養成・支援 8. 学校での指導や訓練等、児童生徒への防災教育															
【参考】市の取り組み (中略) 1. ～3. (略) 4. 総合防災訓練等の防災訓練 5. テレビ・ラジオ、ホームページによる広報、仙台市防災・減災アドバイザーによる広報 6. 仙台市地域防災リーダー(SBL)の養成・支援 7. 学校での指導や訓練等、児童生徒への防災教育															

旧頁	旧	新	備考
P82 第2部 第1章 第4節 情報を入手する方法を知る・確保する	<p>【参考】情報収集の方法 (中略)</p> <p>7. ヘリコプター、消防車両、広報車による巡回広報 市では、避難情報を発令した場合は、消防車両や広報車による関係地区の巡回広報を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合などは、必要に応じてヘリコプターによる上空からの広報も実施します。</p> <p>8. 仙台市避難情報ウェブサイト 災害時に地域に発表されている避難情報や最寄りの避難所をホームページで確認することができます。 (URL) https://hinan.city.sendai.jp</p>	<p>【参考】情報収集の方法 (中略)</p> <p>7. <u>せんだい避難情報電話サービス</u> <u>市では、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯を対象として、自宅の固定電話に避難情報を無料で配信するシステムを整備しています。(事前の登録が必要)</u> https://www.city.sendai.jp/okyutaisaku/kikitaisaku/denwasystem.html</p> <p>8. ヘリコプター、消防車両、広報車による巡回広報 (略)</p> <p>9. 仙台市避難情報ウェブサイト (略)</p>	せんだい避難情報電話サービスの追加
P94 第2部 第1章 第6節 住民ネットワークで地域を守る	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>市では、地域のつながりなどに配慮しながら、地域のコミュニティ活動や住民自治活動の単位である町内会を基本として自主防災組織の結成を推進しているほか、設立時には、組織の規模に応じて防災用品の助成を行っています。</p> <p>また、訓練資機材の貸出し、訓練指導、地震体験車の派遣等の支援を行うほか、地域における防災訓練や各種研修会等に要望に応じた担当局区から講師を派遣するなどの支援を行っていますので、各消防署・出張所等に相談し、より効果的な訓練や研修を実施しましょう。</p>	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>市では、地域のつながりなどに配慮しながら、地域のコミュニティ活動や住民自治活動の単位である町内会を基本として自主防災組織の結成を推進しているほか、設立時には、組織の規模に応じて防災用品の助成を行っています。</p> <p>また、訓練資機材の貸出し、訓練指導等を行うほか、地域における防災訓練や各種研修会等に要望に応じた担当局区から講師を派遣するなどの支援を行っていますので、各消防署・出張所等に相談し、より効果的な訓練や研修を実施しましょう。</p>	地震体験車「ぐらら」の運用期間終了によるもの
P109 第2部 第2章 第1節 避難体制の整備	<p>5. 避難所機能の整備 [危機管理局、市民局、健康福祉局、まちづくり政策局、都市整備局、建設局、消防局、教育局]</p>	<p>5. 避難所機能の整備 [危機管理局、市民局、健康福祉局、<u>環境局</u>、都市整備局、建設局、消防局、教育局]</p>	防災対応型太陽光発電システムの担当局変更にかかる修正

旧頁	旧	新	備考																																																																																								
P112 第2部 第2章 第2節 津波災害の予防	2. 津波減災施設の整備 〔経済局、建設局〕 (略)	2. 多重防御の整備 〔経済局、建設局〕 (略)	記載の適正化																																																																																								
P112 第2部 第2章 第2節 津波災害の予防	3. 安全な住まいの確保 〔都市整備局〕 津波により甚大な被害を受けた東部地域において、 津波減災施設 を整備してもなお予測される津波の浸水深が2mを超え、被害の危険性が高い地区(災害危険区域)については、西側地域への移転事業を実施し、その後の住宅の新築や増築などを禁止している。 また、移転対象地区(災害危険区域)以外の区域のうち、様々な津波防災施設の整備を行っても、なお津波による浸水が予測される地区においては、現地再建のための宅地防災対策や、より安全な地域への移転希望者を支援することにより、安全な住まいの確保を図る。	3. 安全な住まいの確保 〔都市整備局〕 津波により甚大な被害を受けた東部地域において、 多重防御 を整備してもなお予測される津波の浸水深が2mを超え、被害の危険性が高い地区(災害危険区域)については、西側地域への移転事業を実施し、その後の住宅の新築や増築などを禁止している。	記載の適正化 事業完了に伴い、削除																																																																																								
P114 第2部 第2章 第3節 津波災害の予防	5. 情報伝達体制の整備 〔危機管理局、消防局、各区〕 (1)～(6) (略) (7) ヘリコプター、消防車両及び区広報車による巡回広報 (略) (8) 町内会等への連絡 (略)	5. 情報伝達体制の整備 〔危機管理局、消防局、各区〕 (1)～(6) (略) (7) せんだい避難情報電話サービス <u>津波警報等が発表された場合に、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯を対象として、自宅の固定電話に避難情報を発信する。</u> (8) ヘリコプター、消防車両及び区広報車による巡回広報 (略) (9) 町内会等への連絡 (略)	せんだい避難情報電話サービスの追加																																																																																								
P115 第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防	1. 河川の整備 (東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局) (1) 河川の現況 (中略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>河川名</th> <th>延長(km)</th> <th>管理</th> <th>摘要(km)</th> <th>区分</th> <th>河川名</th> <th>延長(km)</th> <th>管理</th> <th>摘要(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一級河川</td> <td>名取川</td> <td>42.5</td> <td>国・県</td> <td>うち国 12.5</td> <td rowspan="4">二級河川</td> <td>七北田川</td> <td>40.9</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北貞山運河</td> <td>6.1</td> <td>県</td> <td></td> <td>南貞山運河</td> <td>3.6</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広瀬川</td> <td>40.0</td> <td>国・県</td> <td>うち国 3.9</td> <td>梅田川</td> <td>13.0</td> <td>県・市</td> <td>うち市 1.7</td> </tr> <tr> <td>綱木川</td> <td>2.8</td> <td>市</td> <td></td> <td>高野川</td> <td>3.9</td> <td>県</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	一級河川	名取川	42.5	国・県	うち国 12.5	二級河川	七北田川	40.9	県		北貞山運河	6.1	県		南貞山運河	3.6	県		広瀬川	40.0	国・県	うち国 3.9	梅田川	13.0	県・市	うち市 1.7	綱木川	2.8	市		高野川	3.9	県		1. 河川の整備 (東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局) (1) 河川の現況 (中略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>河川名</th> <th>延長(km)</th> <th>管理</th> <th>摘要(km)</th> <th>区分</th> <th>河川名</th> <th>延長(km)</th> <th>管理</th> <th>摘要(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一級河川</td> <td>名取川</td> <td>42.5</td> <td>国・県</td> <td>うち国 12.5</td> <td rowspan="4">二級河川</td> <td>七北田川</td> <td>40.9</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北貞山運河</td> <td><u>3.1</u></td> <td>県</td> <td></td> <td>南貞山運河</td> <td>3.6</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広瀬川</td> <td>40.0</td> <td>国・県</td> <td>うち国 3.9</td> <td>梅田川</td> <td>13.0</td> <td>県・市</td> <td>うち市 1.7</td> </tr> <tr> <td>綱木川</td> <td>2.8</td> <td>市</td> <td></td> <td>高野川</td> <td>3.9</td> <td>県</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	一級河川	名取川	42.5	国・県	うち国 12.5	二級河川	七北田川	40.9	県		北貞山運河	<u>3.1</u>	県		南貞山運河	3.6	県		広瀬川	40.0	国・県	うち国 3.9	梅田川	13.0	県・市	うち市 1.7	綱木川	2.8	市		高野川	3.9	県		河川に関する情報の更新
区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)																																																																																		
一級河川	名取川	42.5	国・県	うち国 12.5	二級河川	七北田川	40.9	県																																																																																			
	北貞山運河	6.1	県			南貞山運河	3.6	県																																																																																			
	広瀬川	40.0	国・県	うち国 3.9		梅田川	13.0	県・市	うち市 1.7																																																																																		
	綱木川	2.8	市			高野川	3.9	県																																																																																			
区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)																																																																																		
一級河川	名取川	42.5	国・県	うち国 12.5	二級河川	七北田川	40.9	県																																																																																			
	北貞山運河	<u>3.1</u>	県			南貞山運河	3.6	県																																																																																			
	広瀬川	40.0	国・県	うち国 3.9		梅田川	13.0	県・市	うち市 1.7																																																																																		
	綱木川	2.8	市			高野川	3.9	県																																																																																			

旧頁	旧								新								備考
	斎勝川	7.4	県		藤川	1.5	県		斎勝川	7.4	県		藤川	1.5	県		河川に関する情報の更新
	芋沢川	8.0	県		要害川	6.0	県		芋沢川	8.0	県		要害川	6.0	県		
	大倉川	19.6	県		仙台川	4.3	県		大倉川	19.6	県		仙台川	4.3	県		
	青下川	7.6	県		高柳川	3.0	県		青下川	7.6	県		高柳川	3.0	県		
	新川	4.7	県		八乙女川	2.7	県		新川	4.7	県		八乙女川	2.7	県		
	笹川	6.2	国・県	うち国 2.5	萱場川	3.3	県		笹川	6.2	国・県	うち国 2.5	萱場川	3.3	県		
	旧笹川	5.2	県		西田中川	3.4	県		旧笹川	5.2	県		西田中川	3.4	県		
	木流堀川	1.3	県		計	85.6			木流堀川	1.3	県		計	85.6			
	後田川	2.2	県		前ヶ沢川	0.5	市		後田川	2.2	県		前ヶ沢川	0.5	市		
	岩の川	1.6	県		長谷倉川	5.8	市		岩の川	1.6	県		長谷倉川	5.8	市		
	坪沼川	4.7	県	(総延長 10.0)	鰻沢川	1.6	市		坪沼川	4.7	県	(総延長 10.0)	鰻沢川	1.6	市		
	支倉川	2.6	県	(総延長 9.2)	山田川	0.9	市		支倉川	2.6	県	(総延長 9.2)	山田川	0.9	市		
	碁石川	1.3	県	(総延長 18.8)	花輪川	2.8	市		碁石川	1.3	県	(総延長 <u>22.3</u> <u>うち国 3.5</u>)	花輪川	2.8	市		
	本砂金川	3.7	県	(総延長 6.4)	堀切川	2.3	市		本砂金川	3.7	県	(総延長 6.4)	堀切川	2.3	市		
	計	167.5			八沢川	0.9	市		計	<u>164.5</u>			八沢川	<u>1.0</u>	市		
					赤坂川	7.8	市						赤坂川	7.8	市		
					蒲沢川	3.4	市						蒲沢川	3.4	市		
					谷地堀	0.9	市						谷地堀	0.9	市		
					白沢川	2.2	市						白沢川	2.2	市		
					塩沢川	2.0	市						塩沢川	2.0	市		
					瀬沢川	2.7	市						瀬沢川	2.7	市		
					大柴沢	2.3	市						大柴沢	2.3	市		
					井土浦川	2.7	市						井土浦川	2.7	市		
					計	38.8							計	<u>38.9</u>			
(2) 河川の改修																	
ア (略)																	
イ 二級河川(宮城県仙台土木事務所、建設局)																	
七北田川、梅田川は、戦後の相次ぐ大洪水により市内東北部に大きな被害をもたらした。このため、昭和 24 年から県が災害復旧工事と併せて改修工事に着手し、七北田川は河口から赤生津大橋付近まで、梅田川は七北田川合流点から宮町東照宮橋まで一次改修が完了している。																	
七北田川については、仙台市及びその近郊の丘陵地における大規模開発により、流量の増加を考慮し、改修計画の見直しを行い、計画高水流量を基準点(福室)において 1,100 m ³ /s から 1,650 m ³ /s に変更している。																	
また、昭和 59 年には、改修計画に基づき七北田ダムが完成し、洪水調節能力を高めた。																	
さらに、七北田川支流の梅田川については、梅田川上流域の洪水調節のため、あけぼの町(荒巻地内)から仙台川に分流計画を立て、仙台川トンネルが完成している。																	
(2) 河川の改修																	
ア (略)																	
イ 二級河川(宮城県仙台土木事務所、建設局)																	
七北田川、梅田川は、戦後の相次ぐ大洪水により市内東北部に大きな被害をもたらした。このため、昭和 24 年から県が災害復旧工事と併せて改修工事に着手し、七北田川は河口から赤生津大橋付近まで、梅田川は七北田川合流点から宮町東照宮橋まで一次改修が完了している。																	
七北田川については、仙台市及びその近郊の丘陵地における大規模開発により、流量の増加を考慮し、改修計画の見直しを行い、計画高水流量を基準点(福室)において 1,100 m ³ /s から 1,650 m ³ /s に変更している。																	
また、昭和 59 年には、改修計画に基づき七北田ダムが完成し、洪水調節能力を高めた。																	
さらに、七北田川支流の梅田川については、梅田川上流域の洪水調節のため、あけぼの																	

旧頁	旧	新	備考
	<p>また、梅田川の分水点より上流は、平成元年度から都市基盤河川改修事業として市が改修工事を実施し完了している。</p> <p>加えて、七北田川支流の高野川については、昭和48年度から都市基盤河川改修事業として市が河川改修を実施しているが、県道仙台松島線横断部より上流部については整備計画の見直しを行い、30年確率降雨対応の整備を進めている。</p> <p>なお、七北田川についても東日本大震災による津波で甚大な被害が発生したことから、堤防高の見直しを行い、河口部については現在TP+7.2mで整備を<u>進めている</u>。</p> <p>ウ 準用河川（建設局） （中略） 市内の準用河川は15河川、延長38.8kmで、そのうち前ヶ沢川、八沢川、山田川、花輪川については既に改修工事が完了し、現在2河川（堀切川、谷地堀）において改修工事を実施している。 （以下略）</p>	<p>町（荒巻地内）から仙台川に分流計画を立て、仙台川トンネルが完成している。</p> <p>また、梅田川の分水点より上流は、平成元年度から都市基盤河川改修事業として市が改修工事を実施し完了している。</p> <p>加えて、七北田川支流の高野川については、昭和48年度から都市基盤河川改修事業として市が河川改修を実施しているが、県道仙台松島線横断部より上流部については整備計画の見直しを行い、30年確率降雨対応の整備を進めている。</p> <p>なお、七北田川についても東日本大震災による津波で甚大な被害が発生したことから、堤防高の見直しを行い、河口部についてはTP+7.2mで整備を<u>実施した</u>。</p> <p>ウ 準用河川（建設局） （中略） 市内の準用河川は15河川、延長<u>38.9</u>kmで、そのうち前ヶ沢川、八沢川、山田川、花輪川については既に改修工事が完了し、現在2河川（堀切川、谷地堀）において改修工事を実施している。 （以下略）</p>	<p>河川堤防の整備状況の更新</p> <p>最新の情報に更新</p>
<p>P124 第2部 第2章 第3節 風水害災害の 予防</p>	<p>9. 林業対策〔経済局〕</p> <p>(1) 林業対策 林道の災害を防止するため、施設等について事前に調査し、補強等を行うなど、災害防止措置を講ずるとともに、関係機関と連携して治山対策を推進する。</p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>9. 林業対策〔経済局〕</p> <p>(1) 林業対策 林道の災害を防止するため、施設等について事前に調査し、補強等を行うなど、災害防止措置を講ずる。</p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>(4) 山地災害危険地対策 <u>山地災害危険地対策として宮城県が指定した山地災害危険地区について、県と連携して地域に周知する。</u> <u>また、大雨などの後には、県や関係機関と随時連携して現地調査の実施等により、被害の拡大防止や二次災害の防止に努める。</u></p>	<p>(4)の追記にあたり、記載が重複するため削除</p> <p>山地災害危険地区対策を追加（宮城県地域防災計画に整合）</p>
<p>P127 第2部 第2章 第5節 情報通信体制 等の整備</p>	<p>1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理局、消防局〕</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理局、消防局〕</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 災害時一斉電話発信システム（せんだい避難情報電話サービス）の整備 <u>大規模災害発生時において、市が配信する避難情報を、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯へ公衆交換電話回線網（固定電話網）を通して発信する「災害時一斉電話発信システム」を整備し、令和3年8月1日から運用を開始した。</u></p> <p>(9) 無人航空機による災害情報の収集・連絡体制の整備</p>	<p>せんだい避難情報電話サービスおよび無人航空機による災害情報収集等について追記</p>

旧頁	旧	新	備考
		<p><u>災害時における被害状況の把握等の応急対策を強化するため、無人航空機（ドローン）を導入した上で、講習受講や定期訓練等により操縦者を養成し、運用体制を整備している。</u></p>	
<p>P128 第2部 第2章 第5節 情報通信体制 等の整備</p>	<p>2. 無線通信網の整備〔危機管理局、消防局、水道局、交通局、ガス局〕</p> <p>(1) 防災行政用無線の整備 (中略) ア (略) イ (略) ウ 固定系（60MHz帯アナログ／デジタル併用方式）「津波情報伝達システム」 消防局に親局設備を設置し、気象庁から津波警報等が発表されたとき、沿岸部等に設置した 79基の屋外拡声装置及び約150台の戸別受信装置からサイレンや音声で津波情報や避難情報を一斉に伝達するもので、「津波情報伝達システム」として位置づけている。 エ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>(5) 業務用無線等 ア (略) イ 交通局自動車部 バスロケーションシステムの通信網を利用したIP無線を、平常時、災害時とも、情報の伝達手段として活用するものであり、現況は、交通局本局1台、営業所・出張所7台、バス493台、公用車13台、携帯用19台である。 また、業務用無線設備の現況は、基地局（交通局本局）が1局、陸上移動局（各営業所、出張所等）が8局、陸上移動局（公用車）が5局である。 ウ (略) エ ガス局 業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として活用するほか、災害発生時における情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局1局、携帯用26台、車載用54台である。</p>	<p>2. 無線通信網の整備〔危機管理局、消防局、水道局、交通局、ガス局〕</p> <p>(1) 防災行政用無線の整備 (中略) ア (略) イ (略) ウ 固定系（60MHz帯アナログ／デジタル併用方式）「津波情報伝達システム」 消防局に親局設備を設置し、気象庁から津波警報等が発表されたとき、沿岸部等に設置した <u>76</u>基の屋外拡声装置及び <u>135</u>台の戸別受信装置からサイレンや音声で津波情報や避難情報を一斉に伝達するもので、「津波情報伝達システム」として位置づけている。 エ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>(5) 業務用無線等 ア (略) イ 交通局自動車部 バスロケーションシステムの通信網を利用したIP無線を、平常時、災害時とも、情報の伝達手段として活用するものであり、現況は、交通局本局1台、営業所・出張所7台、バス466台、公用車13台、携帯用19台である。 また、業務用無線設備の現況は、基地局（交通局本局）が1局、陸上移動局（各営業所、出張所等）が8局、陸上移動局（公用車）が5局である。 ウ (略) エ ガス局 業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として活用するほか、災害発生時における情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局1局、携帯用26台、車載用52台である。</p>	<p>最新の情報に更新</p> <p>最新の情報に更新</p> <p>同上</p>
<p>P131 第2部 第2章 第5節 情報通信体制 等の整備</p>	<p>5. 停電を想定した防災体制の強化〔まちづくり政策局、 財政局、経済局、各局区〕</p> <p>(略)</p>	<p>5. 停電を想定した防災体制の強化〔財政局、経済局、<u>環境局、</u>各局区〕</p> <p>(略)</p>	<p>防災対応型太陽光発電システムの担当局変更にかかる修正</p>

旧頁	旧	新	備考
P131 第2部 第2章 第5節 情報通信体制等の整備	6. 関係機関との協力体制の確保 〔危機管理局〕 (1) (略) (2) 民間団体 民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、 市内のアマチュア無線愛好団体 、タクシー無線取扱事業者、MCA無線の利用者等の把握に努めるとともに、災害時の協力について協定等の締結を推進する。	6. 関係機関との協力体制の確保 〔危機管理局〕 (1) (略) (2) 民間団体 民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、タクシー無線取扱事業者、MCA無線の利用者等の把握に努めるとともに、災害時の協力について協定等の締結を推進する。	団体との協定廃止による修正
P133 第2部 第2章 第6節 救急救護体制の整備	1. 救急救助体制の整備 〔消防局〕 (1) 救急用資機材の整備 (中略) ア 高規格救急自動車の整備 平成30年4月1日現在34台の高規格救急自動車を整備(予備車8台を含む) イ～エ(略) (2)～(8) (略) (9) 応急手当の普及啓発 救命率の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習(eラーニング含む)やスマートフォン用アプリケーション「救命ナビ」等を通じて応急手当の普及を図る。	1. 救急救助体制の整備 〔消防局〕 (1) 救急用資機材の整備 (中略) ア 高規格救急自動車の整備 令和3年4月1日現在38台の高規格救急自動車を整備(予備車11台を含む) イ～エ(略) (2)～(8) (略) (9) 応急手当の普及啓発 救命効果の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習(eラーニング含む)やスマートフォン用アプリケーション「救命ナビ」等を通じて応急手当の普及を図る。	最新の情報に更新 記載の適正化
P133 第2部 第2章 第7節 消防体制の整備	1. 消防施設の整備 (1) 消防署所等の整備 消防署所数は、令和2年4月1日現在消防署6か所、消防分署3か所、消防出張所17か所、救急ステーション1か所、中央救急出張所1か所、消防航空隊活動拠点1か所である。 (2) (略)	1. 消防施設の整備 (1) 消防署所等の整備 消防署所数は、令和2年4月1日現在消防署6か所、消防分署3か所、消防出張所17か所、救急ステーション1か所、中央救急出張所1か所、消防航空センター1か所である。 (2) (略)	施設名称の変更
P136 第2部 第2章 第7節 消防体制の整備	2. 消防装備の整備 (1) 消防車両等の整備 (中略) <消防車両等> 令和2年4月1日現在	2. 消防装備の整備 (1) 消防車両等の整備 (中略) <消防車両等> 令和3年4月1日現在	最新の情報に更新

旧頁	旧	新	備考																												
	<table border="1" data-bbox="388 220 1418 394"> <tr> <th>消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>はしご付消防自動車</th> <th>化学消防ポンプ自動車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急車</th> <th>消防ヘリコプター</th> </tr> <tr> <td>20台</td> <td>27台</td> <td>6台</td> <td>6台</td> <td>10台</td> <td>38台</td> <td>2機</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p>	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター	20台	27台	6台	6台	10 台	38台	2機	<table border="1" data-bbox="1546 220 2576 394"> <tr> <th>消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>はしご付消防自動車</th> <th>化学消防ポンプ自動車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急車</th> <th>消防ヘリコプター</th> </tr> <tr> <td>20台</td> <td>27台</td> <td>6台</td> <td>6台</td> <td><u>9</u>台</td> <td>38台</td> <td>2機</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p>	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター	20台	27台	6台	6台	<u>9</u> 台	38台	2機	
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター																									
20台	27台	6台	6台	10 台	38台	2機																									
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター																									
20台	27台	6台	6台	<u>9</u> 台	38台	2機																									
P137 第2部 第2章 第7節 消防体制の整備	3. 消防水利の整備 (1) 消火栓・防火水槽 (中略) <p style="text-align: center;"><消防水利></p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="388 835 1448 934"> <tr> <th>公設消火栓</th> <th>100 m³公設防火水槽</th> <th>40 m³公設防火水槽</th> </tr> <tr> <td>14,997基</td> <td>76基</td> <td>1,479基</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p>	公設消火栓	100 m ³ 公設防火水槽	40 m ³ 公設防火水槽	14,997 基	76 基	1,479 基	3. 消防水利の整備 (1) 消火栓・防火水槽 (中略) <p style="text-align: center;"><消防水利></p> <p style="text-align: right;">令和<u>3</u>年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1546 835 2605 934"> <tr> <th>公設消火栓</th> <th>100 m³公設防火水槽</th> <th>40 m³公設防火水槽</th> </tr> <tr> <td><u>14,985</u>基</td> <td><u>77</u>基</td> <td><u>1,489</u>基</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p>	公設消火栓	100 m ³ 公設防火水槽	40 m ³ 公設防火水槽	<u>14,985</u> 基	<u>77</u> 基	<u>1,489</u> 基	最新の情報に更新																
公設消火栓	100 m ³ 公設防火水槽	40 m ³ 公設防火水槽																													
14,997 基	76 基	1,479 基																													
公設消火栓	100 m ³ 公設防火水槽	40 m ³ 公設防火水槽																													
<u>14,985</u> 基	<u>77</u> 基	<u>1,489</u> 基																													
P137 第2部 第2章 第7節 消防体制の整備	4. 消防団 (1) 消防団の現況 (中略) <p style="text-align: center;"><消防団の現況></p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="388 1329 1353 1472"> <tr> <th>現員</th> <th>定員</th> <th>団員数</th> <th>充足率</th> <th>機械器具置場</th> <th>小型動力ポンプ付積載車</th> </tr> <tr> <td>7団56分団</td> <td>2,344名</td> <td>1,942名</td> <td>82.8%</td> <td>117か所</td> <td>117台</td> </tr> </table> <p>(2) (3) (略)</p>	現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	小型動力ポンプ付積載車	7団56分団	2,344名	1,942 名	82.8 %	117か所	117台	4. 消防団 (1) 消防団の現況 (中略) <p style="text-align: center;"><消防団の現況></p> <p style="text-align: right;">令和<u>3</u>年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1546 1329 2510 1472"> <tr> <th>現員</th> <th>定員</th> <th>団員数</th> <th>充足率</th> <th>機械器具置場</th> <th>小型動力ポンプ付積載車</th> </tr> <tr> <td>7団56分団</td> <td>2,344名</td> <td><u>1,897</u>名</td> <td><u>80.9</u>%</td> <td>117か所</td> <td>117台</td> </tr> </table> <p>(2) (3) (略)</p>	現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	小型動力ポンプ付積載車	7団56分団	2,344名	<u>1,897</u> 名	<u>80.9</u> %	117か所	117台	最新の情報に更新				
現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	小型動力ポンプ付積載車																										
7団56分団	2,344名	1,942 名	82.8 %	117か所	117台																										
現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	小型動力ポンプ付積載車																										
7団56分団	2,344名	<u>1,897</u> 名	<u>80.9</u> %	117か所	117台																										

旧頁	旧	新	備考
P139 第2部 第2章 第8節 自主防災体制の整備	1. 地域における防災体制の整備 〔危機管理局、市民局、消防局、各区〕 (1)～(2) (略) (3) 訓練・研修の実施 ア (略) イ 市は、訓練資機材の貸出し、訓練指導、 地震体験車の派遣等の支援 を行うほか、地域連携防災訓練、発災対応型訓練、避難所開設・運営訓練、総合防災訓練など、地域の実情に適した訓練を繰り返し実施できるよう指導・支援する。 (資料3-5「地域団体や自主防災組織等による個別訓練の種別」参照)	1. 地域における防災体制の整備 〔危機管理局、市民局、消防局、各区〕 (1)～(2) (略) (3) 訓練・研修の実施 ア (略) イ 市は、訓練資機材の貸出し、訓練指導等を行うほか、地域連携防災訓練、発災対応型訓練、避難所開設・運営訓練、総合防災訓練など、地域の実情に適した訓練を繰り返し実施できるよう指導・支援する。 (資料3-5「地域団体や自主防災組織等による個別訓練の種別」参照)	地震体験車「ぐらら」の運用期間終了によるもの
P146 第2部 第2章 第10節 避難所運営体制の整備	1. 避難所開設体制の確保 〔危機管理局、市民局、教育局、各局区〕 災害時に避難所の開設を迅速に行う体制の構築に向け、施設の鍵については、地域団体、市、施設の事前協議により、施設管理者のほか地域住民や区役所、指定動員職員等による複数の保管を推進するとともに、特に夜間・休日等における避難所の開錠、避難者の受け入れ等について、役割や手順を定めておくものとする。 沿岸部において避難所となっている学校については、夜間・休日の津波対策として、昇降口等の鍵の管理者を地域住民から選定し、常に保管してもらい、津波警報等が発表された場合に、校舎の開錠を行うこととしている。	1. 避難所開設体制の確保 〔危機管理局、市民局、教育局、各局区〕 災害時に避難所の開設を迅速に行う体制の構築に向け、施設の鍵については、地域団体、市、施設の事前協議により、施設管理者のほか地域住民、指定動員職員等による複数の保管を推進するとともに、特に夜間・休日等における避難所の開錠、避難者の受け入れ等について、役割や手順を定めておくものとする。 沿岸部において避難所となっている学校については、夜間・休日の津波対策として、昇降口等の鍵の管理者を地域住民から選定し、常に保管してもらい、津波警報等が発表された場合に、校舎の開錠を行うこととしている。	現況に則した記載へ修正
P151 第2部 第2章 第11節 災害時要援護者対策の推進	2. 在宅要援護者への支援対策 〔危機管理局、健康福祉局、子供未来局、各区〕 自宅から単独で外出することができない災害時要援護者に対して、市は、地域団体等の協力により在宅要援護者として必要な支援を行う体制を整備する。 また、地域団体等を中心に、地域の学生や生徒などからの協力も視野に入れた体制づくりを推進するとともに、物資の供給を行う場合における、一定地域ごとの物資供給拠点の確保を検討する。 (1)(2) (略)	2. 在宅の災害時要援護者等への支援対策 〔危機管理局、健康福祉局、子供未来局、各区〕 自宅から単独で外出することができない災害時要援護者等に対して、市は、地域団体等の協力により必要な支援を行う体制を整備する。 また、地域団体等を中心に、地域の学生や生徒などからの協力も視野に入れた体制づくりを推進するとともに、物資の供給を行う場合における、一定地域ごとの物資供給拠点の確保を検討する。 (1)(2) (略)	記載の適正化
P152 第2部 第2章 第11節 災害時要援護者対策の推進	4. 外国人に対する災害予防計画 〔文化観光局、消防局〕 (1)～(4) (略) (5) 外国人救急カード 症状観察や応急処置、医療機関選定等に必要言葉を網羅した9か国語(英語、中国語、 ハンダ語 、タガログ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、タイ語、イタリア語)による救急カードを作成し、救急車に常時配備する。	4. 外国人に対する災害予防計画 〔文化観光局、消防局〕 (1)～(4) (略) (5) 外国人救急カード 症状観察や応急処置、医療機関選定等に必要言葉を網羅した9か国語(英語、中国語、 <u>韓国語</u> 、タガログ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、タイ語、イタリア語)による救急カードを作成し、救急車に常時配備する。	記載の適正化

旧頁	旧	新	備考																												
P154 第2部 第2章 第12節 物資・資機材等確保体制の充実	<p>2. 公的備蓄の推進〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 備蓄目標数量の考え方 ①～④ (略)</p> <p>⑤ 帰宅困難者一時滞在施設用備蓄 一時滞在場所の帰宅困難者用として、食料(3日×3食)及び飲料水(3日×10)を備蓄する。 ※上記①から④の数量には含まない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 流通在庫備蓄方式による備蓄 市が購入した災害用備蓄物資(衛生用品)を企業の流通在庫の一部として保管してもらい、災害発生時には区本部に配送してもらうもので、物資の使用期限に伴う更新及び保管するための倉庫が不要となる。</p> <p>(5)(6) (略)</p>	<p>2. 公的備蓄の推進〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕</p> <p>((1) (略)</p> <p>(2) 備蓄目標数量の考え方 ①～④ (略)</p> <p>⑤ 帰宅困難者一時滞在施設用備蓄 一時滞在場所の帰宅困難者用として、食料(1.5日×3食)及び飲料水(1.5日×10)を備蓄する。 ※上記①から④の数量には含まない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 流通在庫備蓄方式による備蓄 市が購入した災害用備蓄物資(衛生用品)を企業の流通在庫の一部として保管してもらい、災害発生時には区本部または物資集配拠点に配送してもらうもので、物資の使用期限に伴う更新及び保管するための倉庫が不要となる。</p> <p>(5)(6) (略)</p>	<p>備蓄数量の適正化による修正</p> <p>配達先の追加</p>																												
P155 第2部 第2章 第12節 物資・資機材等確保体制の充実	<p>6. 井戸水の活用〔環境局〕 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和2年9月30日現在</p> <table border="1" data-bbox="379 1228 1451 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>133</td> <td>44</td> <td>48</td> <td>35</td> <td>22</td> <td>282</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	133	44	48	35	22	282	<p>6. 井戸水の活用〔環境局〕 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和3年9月30日現在</p> <table border="1" data-bbox="1534 1228 2605 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>133</td> <td>46</td> <td>51</td> <td>34</td> <td>29</td> <td>293</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	133	46	51	34	29	293	<p>最新の情報に更新</p>
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	133	44	48	35	22	282																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	133	46	51	34	29	293																									
P156 第2部 第2章 第13節 廃棄物処理体制の整備	<p>(中略)</p> <p>※ 災害により発生するがれき等及び災害時に排出される生活ごみ・事業ごみ・し尿などを指し、避難所から排出されるものなどを含む。以下、「災害等廃棄物」という。</p> <p>1. 災害時の廃棄物処理計画の基本方針について</p> <p>大規模な災害時には、災害によるがれき等の大量の発生が予想されるとともに、生活ごみやし尿等についても道路交通の混乱やライフライン施設等の被害等により処理の困難な状況が想定されるため、環境局は、各種被害情報の収集及び災害等廃棄物の処理に関する基本的な方針を策定する。</p>	<p>(中略)</p> <p>※ 災害により発生するがれき等及び災害時に排出される生活ごみ・事業ごみ・し尿などを指し、避難所から排出されるものなどを含む。以下、「災害廃棄物等」という。</p> <p>1. 災害時の廃棄物処理計画の基本方針について</p> <p>大規模な災害時には、災害によるがれき等の大量の発生が予想されるとともに、生活ごみやし尿等についても道路交通の混乱やライフライン施設等の被害等により処理の困難な状況が想定されるため、環境局は、各種被害情報の収集及び災害廃棄物等の処理に関する基本的な方針を策定する。</p>	<p>「仙台市災害廃棄物処理計画」の記載に合わせた修正</p>																												

旧頁	旧	新	備考
P156 第2部 第2章 第13節 廃棄物処理体制の整備	<p>2. 緊急・応急体制の整備について (中略)</p> <p>(1) 緊急出動体制の整備 災害による廃棄物処理施設の破損に備え、主要な設備機材の補修用備品の備蓄・点検を図る。 また、災害時に焼却工場内のピット残量を確認して災害等廃棄物の一時貯留量の把握が速やかに行うことができる連絡体制の整備を進める。 市の収集運搬車両、清掃用具の整備を行い、また、収集運搬業務の主要部分を担う委託業者や許可業者と調整の上、保有する車両等の状況把握や災害時の協力体制の整備を進める。 災害等廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合、収集運搬については、関係団体との連絡体制の整備を図り、処理能力の低下時には、焼却工場での一時貯留や埋立処分場への直接埋立等の判断が迅速に可能となる庁内の連絡体制整備をそれぞれ図っていく。</p> <p>(2) 応急体制の整備 災害等廃棄物の処理方法並びにその一時保管場所である仮置場の確保などを内容とする実施計画をあらかじめ定め、応急体制の整備に努める。 ア 実施計画の策定に当たって、短期間に大量の災害等廃棄物が発生した場合の一時保管場所である仮置場候補地のリスト化を行い、所管する庁内並びに関係機関と利用調整を図って、災害後の仮置場指定の迅速化の準備を進める。 なお、仮置場候補地については、周辺の安全確保や環境対策、道路渋滞対策等に十分に配慮するとともに、受入基準・受入体制等について事前に検討する。 イ、ウ (略)</p>	<p>2. 緊急・応急体制の整備について (中略)</p> <p>(1) 緊急出動体制の整備 災害による廃棄物処理施設の破損に備え、主要な設備機材の補修用備品の備蓄・点検を図る。 また、災害時に焼却工場内のピット残量を確認して災害廃棄物等の一時貯留量の把握が速やかに行うことができる連絡体制の整備を進める。 市の収集運搬車両、清掃用具の整備を行い、また、収集運搬業務の主要部分を担う委託業者や許可業者と調整の上、保有する車両等の状況把握や災害時の協力体制の整備を進める。 災害廃棄物等の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合、収集運搬については、関係団体との連絡体制の整備を図り、処理能力の低下時には、焼却工場での一時貯留や埋立処分場への直接埋立等の判断が迅速に可能となる庁内の連絡体制整備をそれぞれ図っていく。</p> <p>(2) 応急体制の整備 災害廃棄物等の処理方法並びにその一時保管場所である仮置場の確保などを内容とするマニュアルをあらかじめ定め、応急体制の整備に努める。 ア マニュアルの策定に当たって、短期間に大量の災害廃棄物等が発生した場合の一時保管場所である仮置場候補地のリスト化を行い、所管する庁内並びに関係機関と利用調整を図って、災害後の仮置場指定の迅速化の準備を進める。 なお、仮置場候補地については、周辺の安全確保や環境対策、道路渋滞対策等に十分に配慮するとともに、受入基準・受入体制等について事前に検討する。 イ、ウ (略)</p>	<p>「仙台市災害廃棄物処理計画」の記載に合わせた修正</p>
P158 第2部 第2章 第14節 建築物等の安全化	<p>1. 建築物等の耐震化 [都市整備局、建設局、経済局、交通局]</p> <p>(1) 建築物の耐震性についての考え方 (中略) ア (略) イ 一般建築物 (中略) ①～⑤ (略) ⑥ 分譲マンションについて 昭和56年以前に建築された分譲マンションを対象として、分譲マンションの管理組合からの申込みに応じ、建築士を派遣する耐震予備診断を実施する。また、より詳しい耐震精密診断や、診断結果が基準以下のマンションの管理組合が行う耐震改修工事の費用の一部助成を実施する。</p>	<p>1. 建築物等の耐震化 [都市整備局、建設局、経済局、交通局]</p> <p>(1) 建築物の耐震性についての考え方 (中略) ア (略) イ 一般建築物 (中略) ①～⑤ (略) ⑥ 分譲マンションについて 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工し、建築された分譲マンションを対象に、当該マンションの管理組合からの申込みに応じ、仙台市が建築士を派遣し、耐震予備診断を実施する。また、耐震精密診断に要する費用の一部を補助するほか、耐震精密診断の結果が基準以下の場合、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。</p>	<p>前述(④戸建木造住宅等)の記載に合わせた修正</p>

旧頁	旧	新	備考
	⑦～⑩ (略)	⑦～⑩ (略)	
P161 第2部 第2章 第14節 建築物等の安全化	4. ブロック塀等の安全化 〔危機管理局、都市整備局、建設局〕 (1) (略) (2) ブロック塀等の倒壊防止 宮城県沖地震においては、コンクリートブロック塀や石塀等の倒壊により犠牲者が子供や老人に集中した。これを教訓として昭和55年度から危険なブロック塀の除却を促進してきており、平成9年度からは、危険なブロック塀の所有者に除却費用の一部を補助して除却の促進を図っている。 東日本大震災以降、多くのブロック塀等が除却されたが、引き続き、ブロック塀等の適正な維持管理がされるよう指導を行う。 新設されるブロック塀については、平成18年3月1日から建築物の完了検査申請書にブロック塀等設置計画・工事状況報告書の提出を求め、安全なブロック塀設置の指導を行う。 (3)(4) (略)	4. ブロック塀等の安全化 〔危機管理局、都市整備局、建設局〕 (1) (略) (2) ブロック塀等の倒壊防止 <u>昭和53年に発生した宮城県沖地震によるブロック塀等の倒壊事故を契機として危険なブロック塀等への対策に継続して取り組んできたほか、平成30年の大阪府北部地震によるブロック塀等の倒壊事故を受けて緊急点検等を行った。</u> <u>ブロック塀等が倒壊すると、人命に係わる重大事故につながる恐れがあるため、引き続き日常的な安全対策の普及啓発や、危険なブロック塀等への対策を進める。</u> <u>建築物の新築等の際に塀を設置しようとする場合、建築物の工事完了時に「ブロック塀等設置計画・工事状況報告書」を添付することを義務付け、安全なブロック塀設置の指導を行う。</u> (3)(4) (略)	「仙台市耐震改修促進計画」の記載に合わせた修正
P170 第2部 第2章 第16節 災害支援活動を支える体制の整備	3. 災害支援活動団体等との連携強化 〔危機管理局、市民局、仙台市社会福祉協議会〕 (中略) (1) (略) (2) 災害ボランティアセンター運営における広域連携 (中略) 「仙台都市圏域市町村社会福祉協議会災害ボランティアセンターの相互支援に関する協定」 →仙台都市圏域15市町村社会福祉協議会が加盟 「災害時支援協定」 →県内35市町村社会福祉協議会及び宮城県社会福祉協議会が加盟 (3)(4) (略)	3. 災害支援活動団体等との連携強化 〔危機管理局、市民局、仙台市社会福祉協議会〕 (中略) (1) (略) (2) 災害ボランティアセンター運営における広域連携 (中略) 「仙台都市圏域等市町村社会福祉協議会災害ボランティアセンターの相互支援に関する協定」 →仙台都市圏域等15市町村社会福祉協議会が加盟 「災害時支援協定」 →県内35市町村社会福祉協議会及び宮城県社会福祉協議会が加盟 (3)(4) (略)	記載の適正化
P171 第2部 第2章 第16節 災害支援活動を支える体制の整備	4. 専門的支援活動をサポートする体制整備 〔危機管理局、健康福祉局、文化観光局、都市整備局、消防局、水道局〕 (中略) (1) 仙台市災害時言語ボランティアの登録・育成 (文化観光局、仙台観光国際協会) 日本語が不自由なため、災害情報を十分に得にくい外国人に対して通訳等を行うボランティアを登録し、研修会の開催や必要な情報提供を行う。 災害時に、ボランティアは市災害対策本部文化観光部の要請に応じて出動し、仙台市災害多言語支援センター等において市民向けの災害情報の翻訳・通訳や避難所等から入る外国語による問合せの電話対応等を行う。	4. 専門的支援活動をサポートする体制整備 〔危機管理局、健康福祉局、文化観光局、都市整備局、消防局、水道局〕 (中略) (1) 仙台市災害時言語ボランティアの登録・育成 (文化観光局、仙台観光国際協会) 日本語に不慣れなため、災害情報を十分に得にくい外国人に対して通訳等を行うボランティアを登録し、研修会の開催や必要な情報提供を行う。 災害時に、ボランティアは市災害対策本部文化観光部の要請に応じて出動し、仙台市災害多言語支援センター等において市民向けの災害情報の翻訳・通訳や避難所等から入る外国語による問合せの電話対応等を行う。	記載の適正化

旧頁	旧	新	備考
	(資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照) (2)～(8) (略)	(資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照) (2)～(8) (略)	
P173 第2部 第2章 第17節 教育・訓練の 推進	1. 自助を促進するための啓発〔危機管理局、市民局、文化観光局、消防局〕 (中略) (1) 啓発の方法 ア～カ (略) キ 地震体験車「ぐらら」の活用 ク 市政出前講座 ケ テレビ・ラジオによる広報 コ 報道機関の協力を得ての広報 コ ホームページによる広報 サ 仙台市防災・減災アドバイザーによる広報 シ 市民センターにおける防災講座等の開催 (2) (略)	1. 自助を促進するための啓発〔危機管理局、市民局、文化観光局、消防局〕 (中略) (1) 啓発の方法 ア～カ (略) キ 市政出前講座 ク テレビ・ラジオによる広報 ケ 報道機関の協力を得ての広報 コ ホームページによる広報 サ 仙台市防災・減災アドバイザーによる広報 シ 市民センターにおける防災講座等の開催 (2) (略)	地震体験車「ぐらら」の運用期間終了によるもの
P175 第2部 第2章 第17節 教育・訓練の 推進	4. 学校における防災教育〔危機管理局、消防局、教育局〕 (中略) (1) 学校、地域の特性及び児童生徒の発達の段階防災教育の実施 (2)～(5) (略) (6) 「自分づくり教育」との関連を図り、地域のために行動する活動場面の設定 (7)～(9) (略)	4. 学校における防災教育〔危機管理局、消防局、教育局〕 (中略) (1) 学校、地域の特性及び児童生徒の発達の段階に <u>応じた</u> 防災教育の実施 (2)～(5) (略) (6) 「 <u>仙台</u> 自分づくり教育」との関連を図り、地域のために行動する活動場面の設定 (7)～(9) (略)	記載の適正化

旧頁	旧	新	備考																																																																		
	<p>(2) 公園整備事業 (中略)</p> <p>ア 都市公園の現況</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>457</td> <td>256</td> <td>210</td> <td>455</td> <td>416</td> <td>1,794</td> </tr> <tr> <td>面積 (ha)</td> <td>564.6</td> <td>259.3</td> <td>119.8</td> <td>220.5</td> <td>473.8</td> <td>1,638.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 宮城野区には県営公園1か所 15.4 haを含む。</p> <p>イ 都市公園のうち、広域防災拠点（海岸公園）、広域避難地及び一次避難地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>広域防災拠点 (50 ha以上)</th> <th>広域避難地 (10 ha以上)</th> <th>一次避難地 (1 ha以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>1公園</td> <td>34公園</td> <td>120公園</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末 整備対象面積</td> <td>94.8ha</td> <td>1,215.7ha</td> <td>331.8ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「特殊建築物」：劇場、百貨店、ホテル、病院、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物や共同住宅などの利用者が就寝の用途に使用する建物 ※2 「建築設備等」：換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。）、防火設備（随時閉鎖式に限る）</p> <p>(3)～(11) (略)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	箇所数	457	256	210	455	416	1,794	面積 (ha)	564.6	259.3	119.8	220.5	473.8	1,638.0	区分	広域防災拠点 (50 ha以上)	広域避難地 (10 ha以上)	一次避難地 (1 ha以上)	箇所数	1公園	34公園	120公園	平成30年度末 整備対象面積	94.8ha	1,215.7ha	331.8ha	<p>(2) 公園整備事業 (中略)</p> <p>ア 都市公園の現況</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>458</td> <td>259</td> <td>211</td> <td>462</td> <td>425</td> <td>1,815</td> </tr> <tr> <td>面積 (ha)</td> <td>572.4</td> <td>259.9</td> <td>120.0</td> <td>220.9</td> <td>476.1</td> <td>1,649.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 宮城野区には県営公園1か所 15.4 haを含む。</p> <p>イ 都市公園のうち、広域防災拠点（海岸公園）、広域避難地及び一次避難地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>広域防災拠点 (50 ha以上)</th> <th>広域避難地 (10 ha以上)</th> <th>一次避難地 (1 ha以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>1公園</td> <td>34公園</td> <td>129公園</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末 整備対象面積</td> <td>94.8ha</td> <td>1,193.2ha</td> <td>326.6ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「特殊建築物」：劇場、百貨店、ホテル、病院、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物や共同住宅などの利用者が就寝の用途に使用する建物 ※2 「建築設備等」：換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。）、防火設備（随時閉鎖式に限る）</p> <p>(3)～(11) (略)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	箇所数	458	259	211	462	425	1,815	面積 (ha)	572.4	259.9	120.0	220.9	476.1	1,649.3	区分	広域防災拠点 (50 ha以上)	広域避難地 (10 ha以上)	一次避難地 (1 ha以上)	箇所数	1公園	34公園	129公園	平成30年度末 整備対象面積	94.8ha	1,193.2ha	326.6ha	最新の情報に更新
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																																																															
箇所数	457	256	210	455	416	1,794																																																															
面積 (ha)	564.6	259.3	119.8	220.5	473.8	1,638.0																																																															
区分	広域防災拠点 (50 ha以上)	広域避難地 (10 ha以上)	一次避難地 (1 ha以上)																																																																		
箇所数	1公園	34公園	120公園																																																																		
平成30年度末 整備対象面積	94.8ha	1,215.7ha	331.8ha																																																																		
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																																																															
箇所数	458	259	211	462	425	1,815																																																															
面積 (ha)	572.4	259.9	120.0	220.9	476.1	1,649.3																																																															
区分	広域防災拠点 (50 ha以上)	広域避難地 (10 ha以上)	一次避難地 (1 ha以上)																																																																		
箇所数	1公園	34公園	129公園																																																																		
平成30年度末 整備対象面積	94.8ha	1,193.2ha	326.6ha																																																																		
P184 第2部 第2章 第19節 災害応急体制 の整備	<p>9. 災害応急対策に係る事前調整 [各局区]</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土地・建物等の利用等に係る事前計画の作成 (中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害等廃棄物の仮置場</p> <p>ウ (略)</p>	<p>9. 災害応急対策に係る事前調整 [各局区]</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土地・建物等の利用等に係る事前計画の作成 (中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害廃棄物等の仮置場</p> <p>ウ (略) あ</p>	「仙台市災害廃棄物処理計画」の記載に合わせた修正																																																																		
P194 第2部 第2章 第22節 ライフライン 施設の災害予防	<p>3. ガス施設 [ガス局]</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 施設の耐震化 (中略)</p> <p>ア 中圧の鋼管の接合は溶接を行う。 イ、ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>3. ガス施設 [ガス局]</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 施設の耐震化 (中略)</p> <p>ア 中圧管は鋼管を使用し、溶接接合する。 イ、ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	記載の適正化																																																																		